

市民活動交流センター（仮称）説明会における質問と回答〔平成21年7月25日〕

No.	質問	回答
1	指定管理者制度について詳しく説明してほしい。	従来、市の施設については、市が直接運営するか、一定の要件を満たす団体にしか運営を委託できませんでしたが、地方自治法の改正により、広く民間に施設の管理運営を任せられるようになったのが指定管理者制度です。公募・非公募の場合がありますが、市民活動交流センターについては、事業内容等の仕様を定め広く公募し、管理運営を担う団体を選定し、その団体が責任を持って、指定管理者として施設の管理運営を行うこととなります。
2	駐車場の台数が38台なのは足りないと思う。周辺の施設の駐車場の利用も考えているのですか。	駐車場の入口は大雪通側を予定しており、敷地面積の関係上、38台の整備となっております。また、行事の開催時などは、おびつた横の公共駐車場を活用することを考えておりますが、シビックコア地区内施設との駐車場の共有利用については、どのような対応ができるのか関係施設と協議していきたいと思っております。
3	道民カレッジなど北海道との連携についてどう考えていますか。	市民活動交流センターは、あらゆるまちづくりの主体との協働を目指した施設と位置付けており、一般の企業も含め、国・道をはじめ、その他の行政機関とも連携を深めていきたいと考えております。例に挙げられた道民カレッジを交流センターで実施することも考えられるかと思っております。 上川支庁にも市民活動の担当部署がありますが、様々な機関と連携を深める中で、市民活動を発展させる視点で盛り上げていきたいと考えております。
4	市民活動交流センターについて、建物があるから建物を使うということではなく、市民活動の交流を考えれば、多くの市民が集まりやすく交通の便が良い市の中心部に作るのが一番良いと思います。	公共交通機関について、市の中心部と比べると多少利便性が劣る点ではありますが、北彩都のシンボリックな施設として、新しいまちづくりを盛り上げていきたいという考えを持っています。また、おびつた、科学館、合同庁舎などの施設と連携して、北彩都シビックコア地区全体をまちづくりの発信場所として高めていきたいと考えております。公共交通機関については、今後の状況を踏まえ、調整を図っていきたいと考えております。
5	市民活動交流センターにおいて、市有施設の空状況や予約情報を一元的に管理し、提供するようなシステム整備を考えていますか。	確定した内容ではありませんが、現在市で検討を進めているのがインターネットでの施設の予約システムの導入ということで、平成22年度から市民活動交流センターを第一に検討を進めております。 他の施設への導入については、交流センターの状況をみてということになりますが、今後、インターネットでの施設予約システムが整備されれば、他の施設の空情報も確認できるものと考えています。 インターネットでの施設予約システムが導入されたとしても、当初は交流センターの空情報しか分からないということになりますが、交流センターの窓口での対応として、必要に応じ、他の施設に空情報を確認するなど親切な対応を指定管理者にとってもらいたいと考えております。

市民活動交流センター（仮称）説明会における質問と回答〔平成21年7月25日〕

No.	質問	回答
6	<p>市有施設の空情報を一般に公開するとなると大変かもしれませんが、施設毎にお互いの施設の空情報を確認できる管理者向けのシステムであれば、比較的早く導入できるのではないですか。</p>	<p>確定した内容ではありませんが、インターネットでの施設予約システムについては、市民活動交流センターで先行して実施し、その状況をみながら将来的には拡大する方向であり、市の情報担当部局とも連携して対応したいと考えております。</p>
7	<p>公共交通機関があまり整備されていないのではと気になっています。</p>	<p>シビックコア地区のバス路線としては、3系統で、最寄のバス停は合同庁舎前となり、約30分間隔で運行されております。 今後、北彩都事業における道路網の整備が進んだ段階で、バス路線の再編が生じる可能性もあるので、交流センターの開設後、利用者の意見等を踏まえて具体的な要望内容を検討した上で、より利便性の高い運行について要請することも、検討していきたいと思っております。</p>
8	<p>市民活動交流センターの機能は、札幌駅北口にあるエルプラザと似たような施設だと思っております。 札幌市では、新しく文化ホールの開設が予定されており、また、生涯学習センターちえりあも上手く運営され、総合的に生涯学習が推進されているものと思っております。 旭川市では、14の公民館が活発ですが、これらを含む生涯学習センターの設置は凍結されています。生涯学習センターの見通し、旭川市の生涯学習全体の青写真がどうなっているのかということが心配です。</p>	<p>社会教育・生涯学習の分野については、所管部署ではないので、お答えすることはできませんが、市民活動交流センターについては、総合計画での市民主体のまちづくり、協働のまちづくりを具現化する施設ということで、位置付けてしております。 交流センターについては、社会教育・生涯学習団体の方にも気軽に利用してもらえたい施設でありたいと考えており、公民館など社会教育との連携という点も努力して盛り上げていきたいと考えております。</p>
9	<p>ホールでスポーツを行うことはできますか。</p>	<p>ホールについては、音楽等の練習や発表にも利用できるように、小規模ではありますが、一定の音響・照明設備を設置する予定です。 球技をはじめスポーツは全般的に難しいものと、設備的な問題も含め考えていますが、施設の設備を痛めないなど利用に支障がないスポーツについては、交流センターの開設後に対応を検討していきたいと考えております。</p>
10	<p>資料に物販の制限の緩和とありますが、どのような内容を考えていますか。</p>	<p>市有施設においては、物販を認めていないという施設が多くありますが、障害者団体の作品など市民活動団体には、物販を行っている団体も多くあります。市民活動交流センターの利用の一環として、物販を行うことを認めることで、団体の活動支援にも繋げていきたいと考えております。 なお、施設内に専用の物販コーナーを設けることは難しい部分がありますが、例えば指定管理者が自主事業として、市民活動団体の作品等の物販を行いたいということであれば、自主事業の中で提案をいただく中で対応できる部分もあるかと考えております。</p>
11	<p>団体の定例会が第2月曜日であり、休館日を事前に定めず、休館日の考え方をじっくりと検討しても良いかと思っております。また、年末年始などは別として、おびったが休館日であるので、市民活動交流センターは開設するという考えもあるかと思っております。</p>	<p>休館日については、市の条例で定めることになっており、指定管理者に休館日の設定を委ねることはできないものとされております。 このため、9月に条例提案を行う予定ですので、それまでに内容の検討を行うこととなります。</p>

市民活動交流センター（仮称）説明会における質問と回答〔平成21年7月25日〕

No.	質問	回答
12	市民活動交流センターの2階には、会議や打ち合わせを行う部屋があり、人数的に小規模な形での利用が想定されますが、どのようにイメージすれば良いのですか。	会議・研修室については、一つの部屋をパーティションで2つに分けて利用できるということで、会議・研修室1・会議・研修室2としております。 団体の会議や打ち合わせとしての利用のほか、会議・研修室1と2を一体的に使うと60人程度が利用できる部屋になりますので、小規模な講演会などにも利用できるものと考えております。 また、市民活動交流センターの1階には、テーブル・椅子などを配置しますので、小規模な打ち合わせを行うこともできるかと思っております。
13	指定管理者の募集期間が10月から12月となっていて、説明会を10月下旬に開催するとなつていますが、説明があつてから応募というのが一般的ではないのですか。	市民活動交流センターの条例を9月の議会に提案を予定しており、指定管理者制度の採用の根拠が条例になるので、10月上旬に仕様書等で応募の詳細を示す予定です。説明会が10月下旬なのは、仕様書等関係書類をご覧いただき、募集内容をご理解いただいた上で、時間を置いて説明会を開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。
14	市民活動交流センターのイメージは、「建物を提供するので、自由な発想で交流活動を深めてください」という市の考えだと思う。建物よりもどんな人達がどう活動していくかが最も大事なことで、先進的な人が活動できる場、市民を盛り上げていく場、そのようにしていかなければ、ただ建物を作っただけで終わるのではないか。交流センターで、中核的な活動ができる内容・人を検討してほしいと思う。市の市民活動課が建物に入るといふ考えもある。市民委員会の会議も交流センターで行っても良いのではないか。内容と人をどうするのかもう少しつめていかなければならないと思う。	ご意見をいただいたように、市民活動交流センターが成功するかどうかというのは、コーディネート機能を発揮できる優秀なセンター長をいかに確保できるかが極めて重要な課題と考えております。コーディネーターには、市民活動全般に関わる専門的な理解、コミュニケーション能力、柔軟な発想、ネットワークなども必要で、それに加えて建物の維持管理、ハードの知識などが求められていくものと考えております。また、市民活動を盛り上げていきたいという情熱も必要になっていくものと思っております。 交流センターの運営については、市の直営、指定管理者の公募、複数の団体が一緒になって運営母体を作るなどの考え方がありますが、他都市の例からみても指定管理者制度の導入が最も多く、広く専門的なノウハウを十分持っている既存の団体等に、このような説明会を通じPRを行い、このセンターの役割を理解してもらった上で、広く公募する指定管理方式の導入が現状の中で考える最善の方法と考えております。 交流センターは、市民委員会など地縁型の団体とNPOなどテーマ型の団体との連携、協働を目指すという考え方を持っています。例えば、市民委員会の方がホールを使って総会を行うことなどは想定しており、そのような使い方ができる施設にしたいと考えております。

市民活動交流センター（仮称）説明会における質問と回答〔平成21年7月25日〕

No.	質問	回答
15	<p>既存の施設と違う所は、市民活動の相談・コーディネート、交流の促進といった機能がきちんと果たせるのかどうかと思いますが、今後のスケジュールからみると、コーディネートの実施は指定管理者の業務の中に入ってくるのでしょうか。指定管理者の人材や準備が大丈夫なのか、別途、サポート体制を何年かかけて準備をしているのでしょうか。</p>	<p>基本的に一定程度コーディネート能力を持った方に応募していただくことを想定している部分ですが、期間の短い指定管理者の募集の中で初めから全ての要件を備えているというのは難しい面もあるかと考えております。</p> <p>市民活動課としても、指定管理者を指定したらそのままお任せということではなく、お互いにコミュニケーションをとりながら、指定管理者の方にコーディネート機能の充実などの体制をとっていただくことができるようサポートしていきたいと考えていますし、貸館だけの施設ではないので、指定管理者の質を維持向上できるような研修も実施してもらいたいと考えております。</p> <p>また、市では、協働事業の提案制度の実施を予定しており、市の色々な施策との繋がりを交流センターの中で持っていくことにより、行政、市民とともに成長していけるような施設にしたいと考えております。交流センターを色々な方に利用していただき、指定管理者による運営のもとで多様な団体の連携・交流の推進といったことが、活動の中から生まれるような運営を最終的に目指して、その目標に到達できるようにしていただきたいと考えております。</p>
16	<p>生涯学習のインストラクター、コーディネーターの情報は、市の教育委員会が管理しています。また、ボランティア団体は、社会福祉協議会のボランティアセンターで情報を管理しているかと思えます。指定管理者の情報管理について、どのようになるのか教えてもらいたい。</p>	<p>市民活動交流センターでは、施設を利用する団体の情報管理を行うこととなります。なお、社会福祉協議会のボランティアセンターが持っている情報は、ボランティアセンターが保有する情報となりますので、こうした情報を交流センターが管理するというにはなりません。指定管理者による市有施設の運営は、旭川市個人情報保護条例の対象となりますので、条例に基づき適切な個人情報の保護の義務が課せられることとなります。</p>
17	<p>専門性が高い業務が多く、そうすると企業が指定管理者というのが思い浮かびますが、大きな役割としてコーディネート機能を果たさなければならぬ。旭川市内でいうと、数団体のNPO法人しか考えることができません。もっと広く市民活動団体の皆さんが参加できるようにすべきと考えます。</p>	<p>指定管理者の応募に当たり、いくつかの団体の組み合わせで指定管理者となることはできるかと考えています。</p> <p>指定管理者の公募の際には、業務実施の条件を必要最小限にとどめ、指定管理者のノウハウを十分にいかすとともに、利用者のニーズを踏まえて柔軟な運営ができるようにしたいと考えております。また、運営協議会、利用者懇談会などの設置、利用者アンケートの実施などを通じ、多くの市民が運営に関われるような、公正透明で利用者本位の運営ができる仕組みづくりには留意していきたいと考えております。さらに、ボランティアの方や大学の学生との連携など、交流センターと市民との連携を図る機会を広められるような事業展開を図ることができないかと考えており、多様な活動を行う市民が交流センターの運営に加わっていただけるような取組を指定管理者に進めてもらい、また、そうした仕組みづくりも進めていきたいと考えております。</p>

市民活動交流センター（仮称）説明会における質問と回答〔平成21年7月25日〕

No.	質問	回答
18	旭川市で目標としている障害者を何パーセント雇用するというのを条例の中に加えていただきたいと思っています。	旭川市の指定管理者の募集については、指定管理者制度導入ガイドラインに基づき行っております。現在、指定管理者制度導入ガイドラインの改訂として内容の見直しの検討を進めており、検討事項として、指定管理者の応募の審査基準の項目に社会貢献の項目を追加する予定になっております。例えば、環境の取組や障害者の雇用促進などの社会貢献の項目を審査基準に盛り込むことで、障害者の雇用について一定の条件を満たしている場合は評価を高めるようなことを予定しております。
19	市の物品契約の中で、環境対策や障害者の雇用を推進している業者には、優先的に指名するといった制度があるのは知っていますか。	市の契約の登録業者ということで社会貢献推進企業の登録の仕組みがありますので、指定管理者の募集においても、同じような仕組みを設けて、社会貢献の部分の評価に加えていくことを市で検討しております。
20	維持管理という面で、現在建築工事をしている中で、床材などに管理しやすい素材を使用するなど、早めにチェックできるような形になれば良いと思います。また、もう少しこのような説明会を開催していただきたいと思っています。	今回、床材ということで事前にご質問があったので、資料としてお示ししておりますが、全体的な部分については、指定管理者募集の際に仕様書の中で点検などの回数的なものを含めてお示しすることになるかと思っております。それまでの間、ご質問があれば個別にお寄せいただき、回答できる内容のご質問については、その都度、市のホームページ上で回答内容をお知らせしたいと思っております。
21	指定管理者制度の導入は、前向きで良いと思いますが、行政におけるコーディネート機能も必要になっていくと思います。また、指定管理者の公募の際に、市民から交流センターについて、どのような形が良いのか、コーディネートの意見や全体像をどう見るかなどのレポートを提出してもらい、優れた人は、交流センターの運営の中にはめ込んでいくといった公募もあっては良いかと思っております。	指定管理者制度においては、個人の方を公募することはできないことになっております。指定管理者制度を採用する以上、施設全体の管理運営を指定管理者に担ってもらうことになり、コーディネーターを指定管理者で新たに雇用するのか、元々ノウハウがある方がいて、その方がコーディネート役を担うということになるかと思っておりますが、市でコーディネーターを公募し、その方を選定された指定管理者に配置してもらうようなことは制度上できないこととされておりますので、よろしく申し上げます。
22	既存の施設で指定管理者の経験のある業者はいるかと思いますが、旭川にはNPOの中間支援組織があり、人脈と経験のある方がたくさんいると思いますので、そのような中間支援組織ともう少し連携するなど、事前に市内の団体や人脈のある方と連携して準備するなど、NPOとの協力・連携を強めないと市民活動交流センターの運営は難しいかと思っております。	市民活動交流センターの機能等を検討する過程で、市内の市民活動団体10団体程度で構成する市民活動促進検討会議を設置し、コーディネート機能の大切さなどご意見を聴きながら交流センターの考え方の原案を作成してきた所です。また、市内の中間支援組織をはじめ団体の方にもご意見をお聴きし、現在の案を作成しましたので、今後については、条例が議会で可決されてからの指定管理者の募集の場面になりますが、これまでのご意見を踏まえつつ広く指定管理者の募集を行い、様々な団体の方に応募いただきたいと考えております。

市民活動交流センター（仮称）説明会における質問と回答〔平成21年7月25日〕

No.	質問	回答
23	<p>市民の側に立って市民活動交流センターの目的を達成し、旭川市民が向上していくような指定管理者の選定に力を注いでいただきたいと思います。その点では、NPO法人も一つの選択肢ではないかと思えます。指定管理者の業務の項目の中に、業務の再委託の禁止とあり、「指定管理業務のうち清掃、施設設備の点検等個別の業務について、市と協議の上第三者に委託することは差し支えない」とありますが、障害者の貴重な雇用の場として、交流センターを位置付けるということも検討してもらいたい。</p>	<p>指定管理者の業務については、指定管理業務として、コーディネート業務、事業の実施、清掃など施設の維持管理などを指定管理者に任せることとなります。なお、指定管理業務を全て一つの指定管理者で行うということは難しいものと考えておりますので、清掃や電気設備の点検など個別の業務については、第三者に委託することができるという制度になっております。しかし、交流センターの目的の部分となるコーディネートや事業の実施を全て第三者に任せることはできません。</p> <p>また、障害者の雇用については、指定管理者募集の評価の中で対応することで検討を進めております。</p>
24	<p>指定管理者の募集について、10月上旬の募集開始後は、募集要項などについて質問したいことがあっても、書面で質問をし、書面で回答するということができない仕組みとなっているかと思えます。10月の募集開始前の8月、9月に電話や電子メールなどで指定管理者募集に関する質問をしても、回答することができる内容もあるかと思えます。</p>	<p>説明会の後でも、個別に電子メール、FAX、電話などでご質問いただければ、回答できる範囲の質問には回答することで対応したいと思います。また、特定の方だけに回答すると不公平感が生じる場合もありますので、説明会開催後の質問については、ホームページでまとめて皆さんに回答を公開していきたいと思えます。なお、一般的な施設の利用等についての軽易な質問については、個別に対応したいと思います。</p>